

議案第十二号

杉並区立すぎなみ環境情報館条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立すぎなみ環境情報館条例

(設置)

第一条 区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進するため、杉並区立すぎなみ環境情報館(以下「環境情報館」という。)を杉並区荻窪五丁目十五番十三号に設置する。

(事業)

第二条 環境情報館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 普及啓発に関すること。
- 二 情報の収集及び提供に関すること。
- 三 講座の開設その他の学習の機会の提供に関すること。
- 四 団体の交流及び連携の推進に関すること。
- 五 環境情報館の施設の利用に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設の複合的利用)

第三条 区長は、環境情報館、杉並区立消費者センター及び杉並区立荻窪北児童館の施設について、複合的施設として相互の効率的利用を図るものとする。

(利用の手續等)

第四条 環境情報館の規則で定める施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

二 第一条の目的を達成するについて、不適當であるとき。

三 営利を目的とするものであるとき。

四 環境情報館の管理上支障があるとき。

(使用料)

第五条 環境情報館の使用料は、無料とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第六条 第四条第一項の規定による利用の承認を受けたものは、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第七条 環境情報館の施設を利用するもの(以下「利用者」という。)は、環境情報館の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認

を受けたときは、この限りでない。

(利用の承認の取消し等)

第八条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、環境情報館の施設の利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 利用の目的又は区長の指示に違反したとき。
- 三 災害その他の事故により環境情報館の施設の利用ができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第九条 利用者は、環境情報館の施設の利用を終了したときは、速やかに施設の利用部分を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用を停止され、又は利用の承認を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第十条 利用者は、環境情報館の施設及び設備に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(提案理由)

すぎなみ環境情報館を設置する必要がある。